

令和3年1月から

利用者カードの更新が必要になります

菊川市立図書館の利用者カードは、一度登録していただくとずっとお使いいただけましたが、正確な利用者情報を把握させていただくため、令和3年1月5日から有効期限を設けさせていただくことになりました。

有効期限は5年となり、有効期限を迎えたカードは登録内容を確認するため、更新手続きが必要になります。有効期限の切れたカードは、猶予期間を過ぎると使用できなくなりますのでご注意ください。

●更新の対象となる方

- ・菊川市立図書館の利用者カードをお持ちの方。
- ・16歳以上であり、カードを登録してから5年以上経過した方（15歳以下の方は、更新の必要がありません）。

●更新の時期

- ・登録から5年後の誕生日（1ヶ月前から更新できます）。
- ・平成28(2016)年以前に登録された方は令和3(2021)年の誕生日（1ヶ月前から更新できます）。

※更新時期は図書館のカウンターやHPの利用照会でご案内します。

●更新の手続き

更新時期になったら、図書館カウンターに利用者登録確認届をご提出ください。

身分証明書（運転免許証、健康保険証、学生証等）の提示も必要です。

※市外在住の方は、身分証明書以外に必要となるものがあります。

※ご本人が来館できない場合は、ご家族等の代理で届け出できます。

※市外に転居された場合など更新にともない利用対象外となる場合があります。